

# 平成28年第4回教育委員会定例会議事録

平成28年3月23日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 平成28年3月23日（水）午後2時00分～午後3時18分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音  
委 員 伊 井 希 志 子 委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹  
担 当 部 長

生涯学習スポーツ 和 久 井 義 久 中 央 図 書 館 長 井 山 利 秋  
担 当 部 長

庶務課長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎

学 務 課 長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 教 育 課 長 伴 裕 和

学校支援課長 朝 比 奈 愛 郎 学 校 整 備 課 長 喜 多 川 和 美

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 スポーツ振興課長 人 見 吉 也

済美教育センター 白 石 高 士 済美教育センター  
所 長 統 括 指 導 主 事 大 島 晃

済美教育センター 手 塚 成 隆 済美教育センター  
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長 加 藤 康 弘

中央図書館次長 吉 川 英 一 副 参 事  
子 ども の 居 場 所 づ くり 担 当 塩 畑 ま ど か

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 2 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第22号 杉並区立科学館条例施行規則を廃止する規則
- 議案第23号 杉並区立科学館処務規則を廃止する規則
- 議案第24号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

	条例施行規則の一部を改正する規則
議案第41号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
議案第42号	杉並区幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程
議案第43号	杉並区幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程
議案第44号	杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程
議案第45号	杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程
議案第46号	杉並区教育職員勤務評定規程の一部改正
議案第47号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
議案第48号	杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について
議案第49号	平成28年度杉並区立小中学校の学級編成方針について
議案第50号	杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について

#### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成28年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について
- (4) 区立図書館における蔵書規模の適正化について
- (5) 図書館の電子情報サービスへの対応方針について

## 目次

### 議案

議案第22号	杉並区立科学館条例施行規則を廃止する規則	6
議案第23号	杉並区立科学館処務規則を廃止する規則	6
議案第24号	名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第25号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	7
議案第26号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	7
議案第27号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	7
議案第28号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
議案第29号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	9
議案第30号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
議案第31号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
議案第32号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第33号	杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第34号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第35号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第36号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第37号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第38号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	14

議案第39号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第40号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	16
議案第41号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	17
議案第42号	杉並区幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程	17
議案第43号	杉並区幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程	17
議案第44号	杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程	17
議案第45号	杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程	17
議案第46号	杉並区教育職員勤務評定規程の一部改正	19
議案第47号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則	32
議案第48号	杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について	20
議案第49号	平成28年度杉並区立小中学校の学級編成方針について	20
議案第50号	杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について	21

## 報告事項

### 1 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成28年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について
- (4) 区立図書館における蔵書規模の適正化について
- (5) 図書館の電子情報サービスへの対応方針について

**教育長** ただいまから、平成28年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、馬場委員がご欠席ですが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めます。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議について説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案29件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。議案第47号につきましては、区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となっております。

したがって、**「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」**第14条第7項の規定により、審議を非公開といたしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

**教育長** それでは、議案第47号につきましては、審議を非公開とし、他の議案審議と報告事項の聴取の後に審議することといたします。

では、まず、他の議案の審議を行います。

議案の上程、説明は、事務局よりお願いいたします。

**庶務課長** それでは、科学館の廃止に伴う、規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第22号「杉並区立科学館条例施行規則を廃止する規則」、日程第2、議案第23号「杉並区立科学館処務規則を廃止する規則」、日程第3、議案第24号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、以上3議案を一括して上程し、説明をさせていただきます。

本年3月31日をもって、杉並区立科学館を廃止することとなりました。このことに伴いまして、関連する規則の廃止及び一部改正を行うものでございます。

初めに、議案第22号「杉並区立科学館条例施行規則を廃止する規則」をご覧ください。本年4月1日に杉並区立科学館条例を廃止することに伴いまして、同条例の施行に必要な事項を定める規則を廃止するもので

ございます。

次に、議案第23号「杉並区立科学館処務規則を廃止する規則」をご覧ください。科学館の廃止に伴いまして、組織その他必要な事項を定める規則を廃止するものでございます。

最後に、議案第24号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」の2枚目をご覧ください。後ろから2枚目になります。

科学館の廃止に伴いまして、名誉所長等を称することができる教育機関を定めている別表の規定から杉並区立科学館を削るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第22号から24号までの3議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第22号から24号までの3議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、教育委員会事務局の組織機構改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第4、議案第25号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第26号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、以上4議案を一括して上程し、説明させていただきます。

これらの議案は、教育委員会事務局及び教育機関並びに区長部局の組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、初めに議案第25号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。



主な改正内容は、オリンピック・パラリンピックに係る分掌事務の一部が区長部局に移行することから、オリンピック・パラリンピック連携推進担当部長及び同担当課長を廃止するほか、オリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツ・生涯学習及び学校教育の調整を行うため、オリンピック・パラリンピック教育事業推進担当課長を新たに設けるほか、特別支援教育課に指導主事を置くとともに、各課、係等の分掌事務を改める等の規定の整備を図るものでございます。

次に、議案第26号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

情報化担当係長を廃止し、管理係に同担当係長の分掌事務を加え、中央図書館の改修に関する事務等を行う施設整備担当係長を新たに設けるものでございます。

引き続きまして、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。教育委員会事務局の組織機構改正及び杉並区立科学館の廃止に伴いまして、公印の新設又は廃止を行ってございます。

最後に、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました、参考資料をご覧ください。

改正前の「要介護者の状態等申出書」の裏面に、「職員課」との記載がありました。区長部局の組織機構改正により人事課に改まることに伴いまして、様式の大幅な見直しを行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

**教育長** これは、結局、教育委員会事務局の組織改正に伴う規則の改正ということで、新たな事業を起こす部分と、これまで行われてきたものが廃止されるという、それを組織上移し替えるということになると。その組織の規則による規定がなくなるものと、新たなものについては規

則で規定をするということですね。

**庶務課長** そのとおりでございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第25号から28号までの4議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第25号から28号までの4議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第8、議案第29号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、説明いたします。議案の最後に添付いたしました、参考資料をご覧ください。

昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、別表2で定める理学療法訓練担当の指導員等の報酬の額を下線のとおり改めるものでございます。

また、教育相談講師を置かないこととしたことに伴いまして、別表1及び別表2から当該講師を削るものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第29号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第29号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、子ども手当制度の廃止に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第9、議案第30号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第31号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の

一部を改正する規則」、以上2議案を一括上程し、説明をさせていただきます。

これらの議案は、平成23年度で子ども手当制度が廃止されたことに伴いまして、必要な規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第30号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。教育委員会では、職員に支給された全ての給与を記録するために、職員別給与簿を作成し、管理しているところでございます。

公務員の場合は、児童手当及び子ども手当をその勤務先から支給することとされていることから、この職員別給与簿の様式に、子ども手当の記載がございました。子ども手当につきましては、平成23年度限りで制度が廃止されており、教育委員会がこの手当を支給することがないため、子ども手当の記載を削るものでございます。

附則でございしますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

次の、議案第31号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 実態がないということですね。

それでは、議案の採決を行います。議案第30号及び31号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第30号及び31号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例に等級別基準職務表を定めたこと等に伴う規定の整備として関連がございしますので、日程第11、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第33号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規

則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、説明いたします。

これらの議案は、給与条例に等級別基準職務表を定めたことに伴いまして、必要な規定の整備を図るものでございます。

初めに、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。議案の最後に添付いたしました、新旧対照表をご覧ください。

第3条におきましては、給与条例に、給料表に定める職務の級ごとに基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表を規定したことに伴いまして、級別標準職務表に係る規定を削るものでございます。

第15条につきましては、分限処分における降給の導入に伴いまして、降格と降給が同じ日に行われた場合の取扱いを定めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

次の、議案第33号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第32号及び第33号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第32号及び第33号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、行政不服審査法の改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第13、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第35号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括上程し、説明させていただきます。

これらの議案は、行政不服審査法の改正に伴いまして、期末手当の一時差止処分書の教示文を改めるものでございます。

初めに、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。議案を2枚おめくりいただいて、裏面をご覧ください。

一時差止処分書の様式におきまして、不服申立の手続を審査請求に一元化し、審査請求をすることができる期間をこれまでの60日から3カ月に延長するなどの所要の規定の整備を図るものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

次の、議案第35号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第34号及び第35号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第34号及び35号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第15、議案第36号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第37号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括上程し、説明させていただきます。

これらの議案は、給与条例の一部改正に伴いまして、勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

初めに、議案第36号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。議案の最後に添付いたしました、新旧対照表をご覧ください。

昨年10月に、特別区人事委員会は公民較差を解消するため、勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げる旨の勧告を行いました。そこで、昨年12月に給与条例の一部を改正し、同年12月に支給した勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、平成28年度以降につきましては、0.1月の引き上げ

分を6月と12月に支給する勤勉手当に0.05月ずつ振り分けることといたしました。

給与条例におきましては、勤勉手当の具体的な支給割合は規則で定めることとしていることから、給与条例の一部改正と同様に勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては、0.05月引き下げ、再任用職員につきましては、0.025月引き下げるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

次の、議案第37号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

**教育長** これは、非常にわかりにくい数字だと思うのですがけれども、勧告で0.1月増率になったのですよね。その0.1を2つに割って、0.05、0.05というふうにするということですよ。

**庶務課長** 27年度につきましては、勧告の時期がもう秋でしたので、それを反映させるために、まとめて0.1月を12月の期末手当に乗せたのですが、28年度については改正後の支給になりますので、その0.1を半分ずつの6月と12月に割り振るというものになります。

右側の旧規則の方が、今100分の90になっているのですけれども、これは、元々は100分の80だったのが、前回の改正で100分の90になったわけです。ところが、今回の改正は、前回の100分の80に対して、100分の5上げているので、どうしてもわかりにくくなって、下がったように見えてしまうのですが、本来は旧規則が改正される前の100分の80と比較するとわかりやすいということでございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決をいたします。議案第36号及び37号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第36号及び37号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第17、議案第38号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、説明いたします。議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。

今般、東京都教育委員会におきましては、国における義務教育費国庫負担金の算定方法が見直されたことを踏まえまして、給料の調整額を引き下げることといたしました。このことに伴いまして、区費教員におきましても同様の改正を行うものでございます。

資料の1ページ目におきましては、別表第1に規定する特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額を示してございます。上の方から現行の表、次に平成28年4月1日から施行する表の順で記載しており、下線を引いた金額が、上の段の表と比較して改正があったことを示しております。

資料の2ページにおきましては、別表第2に規定する特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示してございます。この表につきましても、先ほどご説明しました順で記載しておりまして、下線を引いた金額が、上の段の表と比較して改正があったことを示しております。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で議案の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

**教育長** 学校の先生の給与は、いわゆる給料表に規定されたものに加えて、調整額という手当がついていますので、総額は給料表の数字よりも大きくなっていくと。ここで指摘されているのは、その特別支援学校と特別支援学級の職務に従事する教員の調整額の調整を行うということですね。

**庶務課長** はい。そのとおりです。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決をいたします。議案第38号につきましては、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第38号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第18、議案第39号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、説明いたします。

今般、東京都教育委員会におきましては、国における義務教育費国庫負担金の算定方法が見直されたこと、また、土曜授業の実施状況等を勘案いたしまして、週休日に加えて土曜授業の後に、4時間以上の部活動を指導した場合においても手当の支給対象に拡大するほか、手当額の引上げを図ることといたしました。

このことに伴いまして、区費教員におきましても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました参考資料の1ページをご覧ください。(4)の部活動の指導業務におきまして、勤務時間を変更し、その後4時間以上の部活動を指導した場合においても手当の支給対象に拡大するものでございます。

裏面をご覧ください。休日等に対外運動競技等に引率した場合の手当額を4,200円から5,200円に、休日等に部活動の指導を行った場合の手当額を3,200円から4,000円に改定するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で議案の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

**折井委員** 本当に素朴な疑問からの質問なのですが、2ページ目の資料の、(2)職員が、学校が計画し、いわゆる修学旅行等の引率で日額1,700円というのが宿泊も伴っているのに1,700円で、普通の1日のものが、例えば、3,000円台だったり、6,000円台だったり、これはどうしてなのでしょう。



**庶務課長** 教員特殊業務手当は、著しく困難な職務や心身に著しい負担を与える職務に対して至急されるため、手当額は、業務の内容やその時間等に応じて異なるものでございます。

**折井委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第39号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第39号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第19、議案第40号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、説明させていただきます。

臨時的任用職員につきましては、引き続き任用された場合におきましても使用しなかった年次有給休暇を繰り越して使用することができませんでした。

今般、東京都におきまして、臨時的任用職員が、その直前の任用期間中に使用しなかった年次有給休暇を繰り越して使用できることとしたことから、区費教員につきましても同様の取扱いにすることといたしました。

また、学校教育法の一部改正により、9年間の一貫した教育を行う新たな学校種として、義務教育学校が設けられましたことに伴いまして、子どもの看護休暇の対象となる児童につきまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第16条につきましては、臨時的任用職員がその直前の任用期間中に使用しなかった年次有給休暇を繰り越して使用できること等を定めるものでございます。

第28条につきましては、子どもの看護休暇の対象となる児童に小学校に相当する義務教育学校の前期課程を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてござ

います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第40号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第40号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第20、議案第41号「杉並区立教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程し、説明をさせていただきます。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

教育委員会事務局の組織機構改正等に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございまして、第2条の決裁等を行う者を定める規定から科学館長を削るほか、別表第1の「職員の服務等に関する事」等の項目におきまして、規定の整備を図るものでございます。

最後に、附則でございしますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第41号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第41号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、地方公務員法の改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第21、議案第42号「杉並区幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程」、日程第22、議案第43号「杉並区幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」、日程第23、議案第

44号「杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程」、日程第24、議案第45号「杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」、以上4議案一括上程し、説明をさせていただきます。

人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法が改正され本年4月1日から施行されるところでございます。

この法改正によりまして、任命権者は職制上の段階及び職務の種類に応じて、標準的な職を定めること、また、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務の遂行能力を定めることとされたことから、新たに規程を設けるものでございます。

初めに、議案第42号「杉並区幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程」につきまして、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

第1条は、この規程の趣旨を。

第2条は、幼稚園教育職員の定義を定めるものでございます。

第3条及び別表は、職制上の段階において標準的な職を定めるものでございます。

なお、別表に記載の内容は23区で同様のものとなっております。

次に、議案第43号「杉並区幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」につきまして、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

第1条は、この規程の趣旨を、第2条は、幼稚園教育職員及び標準的な職の定義を定めるものでございます。第3条及び別表は、標準的な職に応じて求められる標準職務遂行能力を記載のとおり定めるものでございます。なお、別表に記載の内容は23区で同様のものとなっております。

引き続きまして、議案第44号「杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程」につきまして、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

幼稚園教育職員と同様に、その職制上の段階において標準的な職を定めるものでございます。なお、別表に記載の内容は東京都の県費負担教職員と同様のものとなっております。

最後に、議案第45号「杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」につきましてご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

幼稚園教育職員と同様に、標準的な職に応じて求められる標準職務遂行能力を記載のとおり定めるものでございます。なお、別表に記載の内容は東京都の県費負担教職員と同様のものとなっております。

最後に、施行期日でございますが、いずれの規程につきましても平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

**折井委員** 議案の45号の3枚目の2の主幹教諭の「(1)学校経営への参画に関する能力」の2番目のところに、「副校長を補佐し、」以下で3行目に、「上司、同僚、部下、保護者等との協力や意思の疎通を図っている。」とあるのですが、学校でこの上司というのは、例えば、上司となると副校長先生と校長先生、同僚だと主幹教諭同士で、部下は教諭ということになるのですが、学校で上司とかという言葉はあまり聞いたことがなかったので、こちらはそういう意味だととればいいのでしょうか。

**教育人事企画課長** おっしゃるとおりでございます。主幹教諭ですから、上司は管理職となり、同僚というと同じ主幹教諭です。それから、主幹教諭も一応指導する立場ですので、主任教諭、教諭が部下となります。

**庶務課長** ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決をいたします。議案第42号から45号までの4議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第42号から45号までの4議案につきましては、いずれも原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第25、議案第46号「杉並区教育職員勤務評定規程の一部改正」を上程いたします。

それでは、説明いたします。議案の最後に添付いたしました、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、勤務評定に関する引用条項を改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第46号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第46号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第27、議案第48号「杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について」を上程し、説明させていただきます。

先ほど、議案第29号でご説明いたしましたのと同様に、昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、平成28年4月1日付で教育委員会の嘱託員等の報酬額を定めるものでございます。

なお、議案の最後に添付いたしました参考資料においては、平成27年度の報酬額もあわせて記載いたしましたので、ご参考にしていただければと存じます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第48号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第48号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第28、議案第49号「平成28年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程します。学務課長から説明させていただきます。

**学務課長** それでは、私から議案第49号「平成28年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」ご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律に基づき、東京都教育委員会が定める基準を標準として、杉並区教育委員会が学校の児童・生徒の実態を考慮して行うこととしております。お手元の資料をおめくりください。

まず、小学校につきましては、第1学年から第6学年までを1学級34人の学級編制といたします。ただし、学校運営上支障がある場合には、第1学年と第2学年については、34人を超えて35人までの学級編制ができるものとし、第3学年から第6学年までは34人を超えて40人までの学級編制ができるものとしします。

次に、中学校につきましては、1学級40人の学級編制といたしますが、第1学年については、1学級の平均生徒数が35人を超える場合は、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編制できるものとしします。

最後に、実施時期につきましては、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第49号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第49号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第29、議案第50号「杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について」を上程いたします。生涯学習推進課長から説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、議案第50号「杉並区指定文化財の指定及び杉並区登録文化財の登録について」ご説明をいたします。

本議案は、文化財保護審議会の答申を得たものについて、杉並区文化財保護条例の規定により指定及び登録をするものでございます。議案第50号の資料の2枚目をご覧ください。

今回は、文化財2件を指定、1件を登録するものでございます。1件目は既に、平成23年2月9日に指定済の向方南遺跡C地点出土縄文時代早期遺物、これは138点ございましたが、これに向方南遺跡A・B・D地点出土縄文時代遺物413点を追加して指定し、名称を向方南遺跡出土縄文

時代遺物、あわせまして551点に変更するのでございます。

2件目は、勝海舟筆荻窪八幡神社大幟（おおのぼり）、一対でございます。荻窪八幡神社の神職に男子が誕生した記念の品として、上荻窪村の氏子らが勝海舟に揮毫（きごう）を依頼し、明治15年9月に奉納したものでございます。

海舟が布地へ直接文字を書いた資料である上、海舟日記に関連の記述が見られ、現存する海舟筆の幟資料の中でも特に貴重なため、新たに指定をするものでございます。

3件目は、松ノ木一丁目所在民間信仰石造物、3基でございます。松ノ木一丁目の御堂の中にまつられている、青面金剛立像の石造物は江戸時代の中期から明治期における松ノ木の講の活動を示す資料でございます。村の情勢を物語るだけでなく、現代社会における新しい民間信仰の形態を知る資料として重要なため新たに登録するものでございます。

詳細につきましては、参考資料をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**伊井委員** いずれも、すばらしいものが杉並区にあるのだということ。特に、荻窪八幡の勝海舟のものなどは、近くに住んでいても全然存じ上げなくて、びっくりしたのですけれども、1つは杉並区の教育委員会の所在になっております。ほかはそれぞれの場所で保管ということになっておりますが、近くの例えば、松ノ木小学校とか中学校とかございますけれども、これをそれぞれ、近くの学校とかで教育資材として生かしているような部分というのは今もやっているのか、今後はそういうことも含めて郷土愛といいますか、そういうふうな形の取組として、何か方向性とかはあるのかどうかを教えていただけたらと思います。

**生涯学習推進課長** 指定文化財・登録文化財につきましては、冊子をつくっております。その冊子に新たな指定登録文化財が増えた場合には、バインダー式に追加をして皆さんにお示しできるようにしております。そのほか、ホームページには所在ですとか、概歴を掲載してございます。

ただ、近くの学校でそれを授業に取り入れるとか、松ノ木の、今回、民間信仰物は松ノ木小学校に非常に近い場所に、通学路の途中のような

場所ですので、郷土博物館の出前授業等がありましたら、そういうときにご紹介というようなことは可能かと考えております。

**伊井委員** この説明文もすごく詳細に専門的な記載の仕方というか、わかりやすいですけれども、すごく詳しく書いてあるので、こういうものに子どもたちがしっかり触れたりする機会というのはあるとすごく学びにつながるのかなと。あと興味関心の部分というのも子どもたちはそれぞれ違うので、せつかくあるこういった遺跡とか文化物を、是非未来の子どもたちにいい形で残せて、例えば、外に置いてあるものなどは風化とかそういったことも、ちょっと保存して協力していらっしゃる方がおられるようですけれども、そういうところと協力していい形で残していくようなことをやっていただけたらありがたいかなと思いました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第50号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第50号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして、報告事項の聴取を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番、「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** この度、高井戸小学校の校長推薦の委員1名、学識経験者の委員1名、並びに井草中学校の校長推薦の委員1名から、委員を辞任したい旨のご連絡がございまして、後任者を探してございました。その結果といたしまして、それぞれ記載のとおり3名の方を改めて学校運営協議会委員としまして任命するものでございます。

なお、任命期間につきましては、前任者の残任期間ということになりますので、平成29年3月31日まで3名様ともこの期間ということになります。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご



ございますでしょうか。

**教育長** この高井戸小学校の河村潤子さんというのは、12月に教育シンポジウムを高井戸の区民センターで行ったときに参加されていた、当時は文科省の生涯学習政策局の局長をされていた方ですね。シンポジウムで杉並の地域と協働した学校づくり、その中心になっている学校運営協議会であるとか、あるいは学校支援本部であるとか、そういったところの活動を間近に見て、こういった地域と協働して子育てや学校教育あるいは生涯学習を進めていくということは大変に素晴らしいことだと感想を述べていた方です。局長の後に、教育政策研究所長に転任されて、今、そちらにいらっしゃるはずですがけれども、高井戸小学校の学校運営協議会の委員として、今後、そういったこれまでの見識を生かしていただければ、大変ありがたいなと改めて思います。

**庶務課長** ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告いたします。

28年2月分でございますが、合計が63件、内訳は定例が60件、新規が3件でございます。

共催・後援の内訳は、共催が13件、後援が50件となっております。新規の3件でございますが、2ページをご覧ください。

1番の後援名義でございますが、わくわくまつり実行委員会、事業名が2016わくわくまつりでございます。

もう1つが、これも後援名義でございますが、団体名がアモーレ、事業名がアモーレスプリングコンサートでございます。

もう1件、3ページをご覧ください。12番でございますが、こちらも後援名義でございます、団体名が杉並歌謡連盟、事業名が2016春の歌謡大会でございます。2月分につきましては、新規は3件ございました。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項3番「平成28年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター所長からご説明いたします。

**済美教育センター所長** 私から「平成28年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」ご報告いたします。

平成28年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで、2月に学校との相談日を経て3月に届出の受付を行ったところです。

学校及び子供園における学期及び休業日については、杉並区立学校及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは、変更することが認められております。

初めに、学期についてでございますが、平成28年度は全ての学校・園において3学期制として実施いたします。

次に、休業日の変更についてでございますが、休業日を変更するのは子供園6園、小学校19校、中学校17校でございます。

内容については、記載のとおりでございます。変更する理由としましては、子どもたちの活動の時間を増やすため、地域行事との関係からなどが挙げられております。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項4番「図書館の蔵書規模の適正化について」、中央図書館次長からご説明いたします。

**中央図書館次長** 区立施設再編整備計画に基づきまして、区立図書館における蔵書規模の適正化につきまして、以下のとおり対応を図ることといたしましたので、報告いたします。

まず、目的でございます。蔵書規模を適正化いたしまして、他施設との複合化・多機能化による共有スペースの確保など、施設規模のスリム化を図るとともに、運営の効率化を図ります。

次に、区立図書館における蔵書管理に関する基準でございます。これ

まで、図書館資料管理要綱に基づきまして蔵書の除籍、廃棄等行っております。

この要綱の内容につきまして、さらに具体的、客観的に記載しました「資料の除籍、廃棄及び保存に関する基準」を制定いたしました。これによりまして、全ての区立図書館で統一的に判断して、除籍等を行いまして、計画的に蔵書規模の適正化に取り組みます。

主な基準でございます。(1)から(5)までは、図書館資料管理要綱の第12条にあげられた除籍に関する基準でございますが、具体的な内容いたしました。

1番、「汚損、破損が著しく、補修が困難であるもの」。この場合、一見して補修が不可能で、利用に供せなくなつたと認められるものという形で、非常に細かい内容にいたしました。大体、1.5万冊が対象となります。

2番、「購入から30年以上経過しているもの」。大体17万冊が対象になりますが、単に17万冊というふうにするのではなくて、引き続き区立図書館として保存する必要があるかどうかについても、要件として加味しております。

3番、「2冊以上ある図書館資料であつて登録日から5年を経過し、かつ、2冊以上保存する必要がないもの」。過去2年間全く貸出記録がないものを電算で抽出しました結果、約26万冊が対象となります。

4番、「制度改正等により、図書館資料の実用価値が低下しているもの」。こちらは、電算で抽出はできませんので、保存庫等に入りまして、試行的に検証しました。その結果、約10万冊が対象になると考えております。

5番、「新版又は、改訂版の購入により、旧版となったもの」。これもやはり、計算で出ませんので実際に調査いたしまして、その結果算定いたしました。大体、5千冊が対象となります。

除籍の対象想定でございますが、現在、蔵書の総冊数は約235万冊ございますが、その全体の約15%に当たる34万冊が除籍対象になると想定いたしまして、適正化を進めたいと思います。これは、単年度ではなく、平成28年度から32年度にかけて行いまして、32年度末には201万冊、約34万冊減を目指すことといたします。

裏面をおあけくださいませ。各館ごとの除籍後の想定蔵書数でございます。

報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

**對馬委員** この「資料の除籍、廃棄及び保存に関する基準」というのは、大変細かいところまでよくできていると思うのですが、27ページの3番、「読み物（童話を含む）及び絵本」で(1)の2行目です、「評価の定まったもの（基本図書）以外は」の、この基本図書というのはどれのことを指すのですか。評価の定まったものというのは、どういう範囲のものを指すのか、例えば、その本のリストとかここには何もついていないですが、そういうのをどういうものを何冊ぐらい、どれをこの基本図書として考えているのか教えてください。

**中央図書館次長** 通常扱っております、児童書で評価が定まっているものというのは、実際にリスト化されています。そのリストを対象に考えておりますが、そのリストも当然上下いたしますので、内容はアップデートしていきたいと思っております。

**對馬委員** そのリスト化というのは、杉並の図書館で、これが基本図書だなというふうにリスト化しているということなののでしょうか。それとも、どこかにそういう基準があって、それに当てはめるということなののでしょうか。

**中央図書館次長** 図書館の職員が作成したものでございます。

**對馬委員** はい、わかりました。それは、公開していないということですね。

**中央図書館次長** 特に公開しておりません。

**對馬委員** わかりました。

**庶務課長** ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項5番「図書館の電子情報サービスへの対応方針について」、引き続き中央図書館次長からご説明させていただきます。

**中央図書館次長** 杉並区実行計画及び杉並区教育ビジョン2012推進計画に基づき、以下のとおり今後の図書館の電子情報サービスへの対応方針を定めたので、報告をいたします。

まず、目的でございます。急速に情報通信技術が進展する中で、図書館に関する電子情報サービスを活用しまして、さらなる図書館サービス

の向上を図るためでございます。

次に、対応方針でございます。対応方針につきましては、以下の（１）から（７）につきまして検討いたしました。

概略についてご説明いたします。１番の「図書館システム」でございます。

これは、いわゆるインターネットなどを通じまして、図書館資料を検索、予約することができるための図書館の基幹システムでございます。

現在、平成24年にシステムを更新いたしまして、その内容は、他区に比べましても、遜色ないところでございます。

また、これからの電子情報サービスへの拡張性も備えておりますので、このまま現行システムによるサービスを考えております。

２番、「DAISY資料」でございます。DAISY資料と申しますのは、デジタル録音された音声による図書でございます。こちらは、文字にかわって音声で雑誌や図書資料の内容を提供する図書のサービスでございます。

現状では、全部の特別区で導入しており、一層の充実を図られているところでございます。

方針といたしましては、読書のユニバーサル化を図るためにも、ボランティアと協働して作成しているのですが、一層促進いたしまして、タイトル数の充実を図るとともに、周知を図ってまいりたいと思っております。

３番、「電子書籍」でございます。これは、書籍をデジタルデータにしまして、パソコンや電子書籍リーダーなどを使って利用するものでございます。

近年、非常に総タイトル数が増加しているのですけれども、機械自体が高額でございますし、また図書自体のデータ規格が統一されていないこと、また、著作権上の問題もございます。

そこで、当面の方針といたしましては、電子書籍は導入せず、民間によるサービスを含めた電子書籍の普及などの状況を見極めまして、適切な時期に改めて検討いたします。

４番、「音楽配信サービス」でございます。こちらは、音楽をデジタルデータにしまして、インターネットによって利用者に配信するサービスでございます。

現状では、民間によるサービスが大変充実しておりまして、また図書

館で行うに当たりましては、配信数が契約によって限定されるために利用者が求める音楽を提供できない場合もございますので、現在導入しておりません。

これにつきましては、方針といたしまして民間によるサービスの実態を踏まえまして、導入しないことと考えております。

5番目、「デジタルアーカイブ」でございます。内容は、紙などのアナログ資料をデジタル化して保存・活用するものでございます。

現状におきましては、地域の歴史・文化を保存・継承するための大変有効なツールでございますけれども、著作権や肖像権などの問題もございます。

そこで、方針といたしましては、地域への愛着の醸成に寄与すると考えまして、デジタル化すべき行政資料につきましては、順次アーカイブ化を図りたいと思っております。

6番目、「ICタグ」でございます。ICタグというのは、無線通信機能とデータ記憶装置を備えた微小な電子チップを図書資料に貼付しまして、蔵書の管理を図るものでございます。

現在、杉並区はバーコードシールを利用して図書資料を管理しております。ICタグは低価格化が進んでいますが、破損とかの問題などもありますので、導入しておりません。

今後の方針といたしましても、当面は導入せず、現行のバーコードシールによる管理を継続いたしまして、これからの図書資料自体のあり方との関連を含めまして、改めて総合的な視点から検討いたしたいと思っております。

7番目最後です、「SNS」でございます。多数のインターネット利用者とのコミュニケーションを図るウェブサイトサービスで、よくツイッターとかフェイスブックとかラインなどと言われるものでございます。

現在、宮前図書館で催し物の一部で試行実施しておりますが、やはり発信された内容と、個性や価値の面ですが、なかなかこれ自体に問題ございまして、双方向性のあるサービスを図るにあたりましては即応性とか中傷的記載への対応等も含めた体制のあり方が問題となっております。

方針といたしましては、区全体のSNSの活用施策にあわせまして検討を進めてまいります。

最後に、「電子情報サービスの推進に向けて」でございます。統括し

た内容でございますが、DAISY資料の周知・充実、行政資料のデジタルアーカイブ化を当面進めたいと思っています。さらに、電子書籍やI Cタグなど、他の電子情報サービスにつきましても、適切な時期を捉えまして、電子情報サービスの充実を検討していきます。

これによりまして、できる限り区民サービスの向上を図っていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**對馬委員** DAISYなのですけれども、以前は、多分、DAISYは、DAISY資料で専用の機材で利用していたかと思えますけれども、これは現在でもそういう利用の仕方なのでしょうか。

**中央図書館次長** DAISY資料につきましては、DAISYのCDを再生する専用の道具も必要でございます。ただ、パソコンによりましてはソフトウェアを入れますことによって、普通のパソコンでもご利用いただくことができるようになります。

**對馬委員** これをもうちょっと、例えば、DAISY資料が必要な障害のある方とかが、おうちから出ないで、その資料だけの提供を受けるというようなことが将来的に考えられるかと思うのですが、そのようなことは検討しているのでしょうか。

**中央図書館次長** やはり視聴覚が不自由な方の場合に、資料の郵送などを行っています。同様のことを考えていきたいと思っております。

**對馬委員** わかりました。

**庶務課長** ほかに、いかがでしょうか。

**伊井委員** 今の、對馬委員のご質問に続けてなのですけれども、実際に結構利用はされているのでしょうか。

**中央図書館次長** 利用はまだそれほど多くはございません。

**折井委員** その利用があまり多くないという理由は、どんなところにあるのでしょうか。そもそも利用者の母体が小さいのか、それともそのサービスがちょっと手の届かないところにある、だから利用したいけれども難しいのか、その他のところは非常に公的な図書館の貸出としてはとても大切なことだと思うのです。普通の本屋さんに行って、ぽっと本を買える人は図書館でなくてもというところもあると思うのですけれども、

そうでない特殊なニーズがある場合は、非常に手に届くということが重要になると思いますので、そのあたりが現段階ではどのような分析をしていらっしゃるでしょうか。

**中央図書館次長** 一般的なパソコンでも、ソフトウェアを入れることによって、DAISY資料の再生が可能になりますので、そちらの方のPRの方も十分図っていきたいと思っております。

そして、こういうようなタイトルがありますよというような周知の方も、どんどん進めていきたいと思っております。

**教育長** 図書館に行かなくてもDAISY資料を手にするができるということは大事だという指摘がありました。データ化されているわけだから、自宅のパソコンに転送することは可能になるわけですね。そういうことに対しては何か検討しているのですか。

**中央図書館次長** これから検討を進めたいと思っております。まず、データの保存と活用がまだ準備の段階でございまして、さらに教育長がお示しになれるような配信サービスについても検討しなくてはいけないと考えております。

**教育長** DAISYは著作権どうなっているのですか。

**中央図書館次長** DAISYの著作権でございしますが、障害者をご利用になれる限りにおきましては、著作権は問題にならないと規定されております。

**教育長** なるほど。ただ、そのDAISYのデータを宅配できるようになったら、それを使って読み聞かせをすとか、ほかの使い方もできるわけですね。そうなってくると、いわゆる視覚障害者用の特別なサービスとして、著作権にかかわらずそれを活用できるという社会的な了解が、ほかのことにも使われるということも出てこないとも限らないわけで、そういったことも今後の大きな課題に、こういったDAISYだけではなくて、映像もそうですよね。そうすると、そういったことについても、その社会的な合意をどう取りつけていくかということも大きな課題になると思いますね。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、冒頭で決定をいたしましたとおり、ここからは非公開



で審議を行います。その前に庶務課長、何か連絡事項はございますか。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、4月13日水曜日午後2時から定例会を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、ここから先、秘密会にさせていただきますので、恐れ入りますが、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。

(傍聴者退場)

**教育長** それでは、引き続き議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

**庶務課長** それでは、日程第26、議案第47号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、説明させていただきます。

昨年10月に、公営住宅法施行令が改正され、公営住宅の家賃の算定基礎となる収入の計算におきましては、婚姻によらないで母、又は父となった者であって、現に婚姻していない者、以下、みなし寡婦等と申しますが、これらの者が寡婦控除の対象とされるようになったところでございます。

区は、これを受けまして、ひとり親家庭間の負担の差の解消等を図るため、杉並区立子供園の園児の保護者がみなし寡婦等である場合に、保育料を、寡婦控除を適用するとみなして計算した区市町村民税によって算定する保育料の額に減額することができることといたしました。

また、行政不服審査法の改正によって、不服申立と異議申立てを審査請求に一元化する等の見直しが行われたところでございます。

これらのことに伴いまして、保育料の減額事由に、保護者がみなし寡婦等である場合を加える等の必要があることから、この規則を改正するに当たりまして、規則第20号の規定に基づいて杉並区長から協議がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第16条の改正規定は、園児の保護者がみなし寡婦等である場合には、保育料を当該保護者を寡婦とみなして計算した、区市町村民税の額によって算定した保育料に減額することができるものとするものでございます。

このほか、様式におきまして、行政不服審査法の改正に伴いまして、教示文等の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第47号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第47号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。